

ランダム係数に係るQ&A

番号	質問内容	回答
1	設計金額等に応じてランダム係数を乗じない場合はあるか。	低入札価格調査制度(調査基準価格)及び最低制限価格制度を適用する建設工事及び建設工事関連業務について、例外なくランダム係数を乗じます。
2	ランダム係数のパターン数はいくつか。	非公表としております。
3	係数は1.000から1.005までとのことだが、どのような刻みなのか。	非公表としております。
4	ランダム係数はどのように決定されるのか。	電子入札システムが決定しますが、計算方法等は非公表としております。
5	同日に開札する案件が複数ある場合、ランダム係数は同じ係数が適用されるか。	案件ごとに電子入札システムが決定します。
6	どの係数を乗じるか、あるいは、乗じたか公表するのか。	公表しません。
7	従来通り、契約締結後に調査基準価格(最低制限価格)を公表するのか。	お見込みのとおりです。
8	調査基準基本価格(最低制限基本価格)は、契約締結後に公表するのか。	公表しません。
9	調査基準基本価格(最低制限基本価格)はなぜ公表しないのか。	調査基準価格(最低制限価格)の算出過程における計算結果のため公表対象ではありません。
10	低入札排除措置の対象となるのは、調査基準基本価格(最低制限基本価格)を下回った場合か。	低入札排除措置の対象は、従来通り、調査基準価格(最低制限価格)を下回った場合です。
11	調査基準価格(最低制限価格)は、無作為のランダム係数が乗じられており、その価格をもって、低入札排除措置の対象とするのはおかしいのではないか。	公表している算定式から算出される調査基準基本価格(最低制限基本価格)にランダム係数(上限 1.005)を乗じたとしても、低入札であるという事実には変わりはないと考え、本県としてダンピング対策を強化することを目的としています。
12	建設工事関連業務については、従来通り、低入札排除措置の対象外か。	お見込みのとおりです。
13	建設工事関連業務は低入札排除措置の対象外とする一方、建設工事だけ低入札排除措置とするのはなぜか。	建設工事は、一般的に多重下請け構造であり、よりダンピング対策を強化する必要があると考えています。